

2003年3月4日

原価計算研究を志す者の企業研修について

1. 目的

日本原価計算研究学会の会員で、原価計算の研究を志す者が、企業実務を作業者として経験することで、実地を把握する。

その過程で広く企業の原価計算上の課題を発見する。

もって原価情報の有用な活用を図るため、課題解決に向けた独創的研究の着眼点を得る。

2. 研修者受入企業

日本原価計算研究学会が募集し、応募した企業の中から学会が選定する。

応募なきときは、学会が個別に依頼して受入企業を確保する。

受入企業には研修者の研修企画の相談と指導のため、管理職クラスの担当者を置いてもらう。

受入企業の貢献を広く永く顕彰するため、企業名を学会誌及び総会で公表する。

3. 期間

研修期間は3ヶ月以上、1年未満の範囲で研修者と受入企業が協議して定める。

ただし、6ヶ月以上連続して研修することが望ましい。

時期は会計年度末をはさむことが望ましい。

4. 方法

研修者は受入企業と相談のうえ研修企画を作成し、受入企業、学会および推薦者に提出する。

研修企画に基づき、生産活動及び原価計算を企業の管理のもとに自ら作業者として実施する。

併せて生産活動、原価計算に関連した他業務も実施することができる。

5. 研修応募資格者

原価計算を専攻する若手研究者(会員または会員の推薦する大学院生で2年以上経過した者)とする。ただし、非会員の大学院生が採用されたときは、本会に入会しなければならない。

6. 応募および選考

応募者は学会員2名の推薦を得て、応募理由書(2,000字以上)、履歴書、推薦書を会長が指名する選考委員会に提出し、選考委員会の面接を受けなければならない。応募者は選考の参考となる論文等の資料を提出することができる。

推薦者は、研修希望者の人物、資質をよく見極めたうえで、当研修制度の趣旨に合った成果をあげうる人物を学会に推薦する。

学会は選考委員会で提出資料及び面接に基づいて推薦に値すると判断した応募者を研修者として選定する。

受入企業と研修者とは企業研修契約書を作成する。

7．研修の実施状況の把握

研修者は研修の実施状況を適宜学会および推薦者に報告する。

学会は研修に関する受入企業、研修者からの報告あるいは相談に対し、助言を行う。

8．研修者の責任

研修中は受入企業の管理に従う。

研修中知り得た企業秘密を研修中、研修後も他に漏洩してはならない。ただし、事前に当該企業の了解を文書で得た場合は除く。

研修終了後、6ヶ月以内に学会へ文書及び口頭で報告しなければならない。

報告は、

A：発見した原価計算上の課題と根拠

B：課題解決に向けた独創的研究の着眼点

前項の報告は学会が必要と認めた場合、学会誌に公表し又/或いは学会で発表しなければならない。

第3項の報告は学会への報告に先立ち受入企業に報告する。

9．研修期間中の処遇

原則として、研修者は研修期間中、実務従事者として研修先企業から従事業務に見合う対価を支給してもらう。

学会は研修者に研修補助金として、100,000円を支給する。

10．学会の責任の限定

本研修によって受入企業と研修者との間で争いが生じた場合、学会は受入企業および研修者に対し損害賠償その他の法的責任を負わない。

以上